



藤

税務と経営

編集発行人
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 0724(31)1644

5月

(皁月) MAY

3日・憲法記念日
4日・国民の休日
5日・こどもの日

日	14	28
月	1	29
火	2	30
水	3	31
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

5月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 / 4月分源泉所得税の納付
5月10日 | 国 税 / 確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付
5月31日 |
| 国 税 / 3月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 5月31日 | 国 税 / 特別農業所得者の承認申請
5月15日 |
| 国 税 / 9月決算法人の中間申告
5月31日 | 地方税 / 自動車税・鉈区税の納付
県条例で定める日 |
| 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の
消費税等の中間申告
(年3回の場合) 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申
告書の提出 5月22日 |
| 国 税 / 個人事業者の消費税等の中
間申告(年3回の場合) 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(全期・1期分)の
納付 5月22日 |

ワンポイント 政管健保の改革

中小企業のサラリーマンを中心に、約3,600万人が加入する政府管掌健康保険(政管健保)の改革が、平成20年10月に行われる予定です。現在、社会保険庁が運営している政管健保は都道府県単位の運営となり、全国一律となっている保険料率は都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率となります。

損益通算のポイント

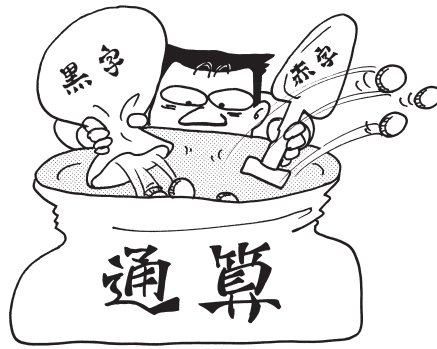
平成十六年度の税制改正により、土地・建物等の譲渡損失は、土地・建物等の譲渡所得以外の所得との損益通算が廃止され、以来、損益通算の判断が難しいといわれています。そこで、以下にポイントを整理してみます。

1 損益通算の対象等

所得税において、各種所得の金額に損失がある場合は、他の黒字の各種所得の金額と損益の通算をすることができません。

しかし、特定の各種所得の損失や特殊な損失については、他の各種所得の金額と損益通算ができません。この関係を図示すると図表1のようになります。

特に注意すべきものとして、平成十六年一月一日以後に行う土地・建物等の譲渡により譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額



については、それ以外の所得との損益通算ができないことがあげられます(図表2)。

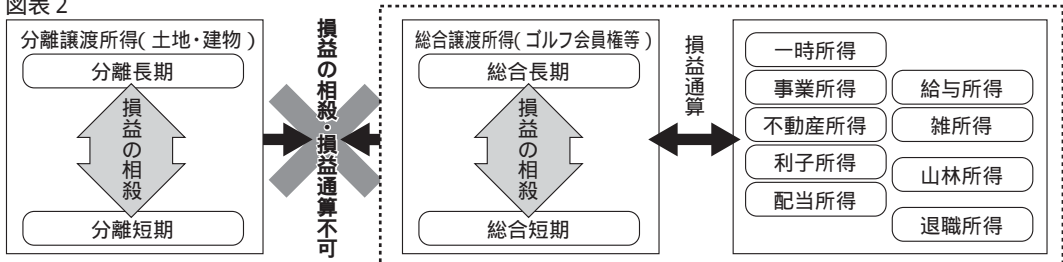
2 損益通算の順序

具体的には、図表3のようにグループ分けをして、第一次通算、第二次通算、第三次通算の順に行われます。

図表1 損益通算できるもの、できないもの

区分	内容
損益通算のできる損失	次の所得の計算上生じた損失 不動産所得 事業所得 譲渡所得 山林所得 (下記の特殊な損失を除きます)
損益通算のできない損失	次の所得及び所得の計算上生じた損失 利子所得 配当所得 給与所得 退職所得 一時所得 雑所得
	特殊な損失 競走馬(事業用は除きます)、別荘、書画、骨とう、貴金属(1個又は1組の価額が30万円超のもの)などの生活に通常必要でない資産についての所得の計算上生じた損失 非課税所得の金額の計算上生じた損失 不動産所得の計算上生じた損失のうち土地等の取得のための借入金利子対応分 土地建物等の譲渡によるいわゆる分離課税の譲渡所得の金額の計算上生じた損失 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失 個人に対する資産の低額譲渡により生じた損失

図表2



3 不動産所得に係る損益通算の特例

平成四年分以後の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合において、必要経費に算入した金額のうち業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利を取得するために要した負債の利子の額があるときは、その損失の金額のうち土地等を取得するために要した部分の金額は、なかつたものとされ、他の各種所得の金額とは損益通算できません（設例参照）。

4 居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例

平成十六年分以降の各年分において、土地・建物等の譲渡による譲渡所得の金額と他の所得との間の損益通算が認められなくなりました。ただし、次の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例のいずれかの適用を受ける場合には、その損益通算が従来どおり適用されます。

(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算

所有期間が五年を超える一定の居住用財産を譲渡し、かつ、その譲渡した年の前年一月一日から翌年十二月三十一日までの間に一定の居住用財産を取得して、その取得をした年の翌年十二月三十一日までの間に居住の用に供した場合で、譲渡損失があるときは、一定の要件のもとで、他の所得と損益通算ができます。

(2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算

所有期間が五年を超える一定の居住用財産を譲渡した場合で、その譲渡した日の属する年において譲渡損失があるときは、一定の要件のもとで、譲渡資産に係る住宅借入金等の残高から譲渡の対価の額を控除した残額を限度として、その譲渡損失の金額を他の所得と損益通算することができます。ただし、譲渡に係る契約を締結した日の前日において、その譲渡資産に係る一定の住宅借入金を有する場合に限りません。

設例

本年の所得は、次のとおりです。総所得はどうなりますか。

給与所得の金額	700万円
不動産所得の損失 (内訳)	200万円
貸家の収入金額	720万円
負債の利子	210万円
減価償却費	350万円
その他の経費	360万円

なお、この負債の利子は、前年にこの貸家をその敷地とともに5,000万円で買入れたときの借入金3,000万円の利子で、買入代金のうち土地の価額は3,000万円です。

解答

土地の負債
借入金 建物の取得費 土地の負債
 $3,000万円 - (5,000万円 - 3,000万円) = 1,000万円$

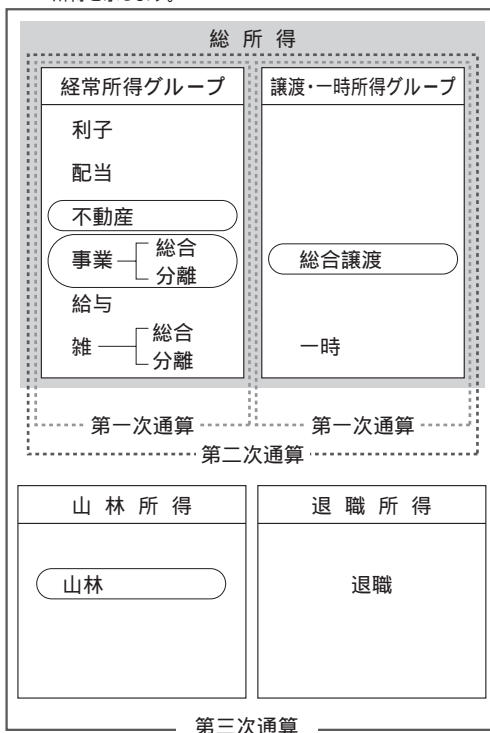
土地の負債利子
 $210万円 \times \frac{1,000万円}{3,000万円} = 70万円$

損益通算の対象損失
 $200万円 - 70万円 = 130万円$

(給与所得 X 不動産所得の損失)
 $700万円 - 130万円 = 570万円$ (総所得)

図表3 損益通算の順序

○で囲んだ所得は、その損失額を他の所得金額と通算できる所得を示します。



居住用建物の 取壊しによる損失

Q 私は今年、勤務先の会社を定年退職するにあたり、今まで居住していた都内の戸建住宅を取り壊し、その敷地に賃貸用アパートを建築して不動産所得を得ようと考えております。この場合、取り壊した家屋の取り壊しによる損失は、その後建築するアパート経営により生ずる不動産所得の計算上、必要経費に含めることはできますか？それとも、アパートの取得価額に算入して減価償却の対象とすることとなるのでしょうか？

A 残念ながら自己の居住用として使用していた家屋の取り壊しによる損失は、新築されるアパートの不動産所得の計算上、必要経費に算入することもできませんし、アパートの取得価額に算入することもできません。

〔解説〕 建物の取り壊しにより生じた損失で、それが必要経費に算入されるのは、その建物が事業用又は業務用の建物として使用されていた場合に限りです。

事業用又は業務用の建物の取り壊しによる損失が不動産所得の計算上必要経費に算入されるのは、その事業用又は業務用として賃貸事業の用に供していれば、毎年減価償却費として必要経費に算入されていくべきものが、取り壊しがあったことにより、一時にその償却があったとみなされることとなるからです。したがって、自己の居住の用に供されていた建物については、減価償却費としての必要経費の概念はなく、その取り壊しは単なる自己の財産の任意処分と考えられますので、新築アパートの必要経費にも取得価額にも算入することはできません。

〔補足〕 居住用建物の取り壊しが、その敷地を譲渡するためのものであるときは、その取り壊しに要した費用も取壊損失も譲渡所得の計算上、譲渡経費とすることができます。

自動車の取得に伴う諸費用の取扱い

Q 青果店を営む個人事業主Aは、商品を運搬するための車両を購入しました。その購入の際に次の費用を支払いましたが、これらの費用は取得価額に含まなければならないでしょうか？
また、購入の際に付け付けたナビゲーションシステムについては、どのように取り扱われるのでしょうか？

自動車取得税 自動車重量税
自動車税 自賠責保険料 検

査登録費用 車庫証明費用 力
ーナビゲーションシステム

A から については、取得価額に含めず、租税公課などの必要経費に算入することができます。
これに対し、ナビゲーションシステムは、車両に常時搭載する機器ですので、車両と一緒にして資産計上し、耐用年数についてもその車両の耐用年数を適用することとなります。

貸倒債権の五〇％だけを控除できる？

消費税の計算上、課税売上に係る売掛債権が貸倒れにより回収不能となった場合には、その対応する消費税は税額控除の対象とすることができません。

なお、消費税法上の貸倒れの要件は、会社更生法等の法律に基づく債権の切捨てが確定した場合など法人税又は所得税の計算上貸倒損失の計上が認められる場合とさ
れていません。

例えば、手形交換所の取引停止処分があった時点では、法人税又は所得税の計算においては、債権金額の五〇％を貸倒引当金として費用計上できますが、消費税の計算上は、これに対応する消費税額を控除することはできないのです。

つまり完全に貸倒れが確定するまでは消費税額控除は一切認められないのです。